

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年3月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300307 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300095 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 62 年 5 月 10 日まで

私は、A 社に昭和 59 年 4 月 1 日に営業職として 2 度目の入社をし、平成 3 年 2 月 25 日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和 62 年 5 月 10 日とされている。

昭和 59 年 9 月に結婚し、昭和 60 年 * 月には長男が生まれたため、妻と長男を扶養家族として届出をした記憶があり、健康保険証も持っていた。

厚生年金保険料の控除が確認できる資料はないが、「昭和 61 年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を提出するので A 社に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日を昭和 59 年 4 月 1 日に訂正し、請求期間を厚生年金保険の被保険者としてほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者の A 社における被保険者資格の取得年月日は昭和 62 年 5 月 10 日、離職年月日は平成 3 年 2 月 25 日であることが確認でき、オンライン記録で確認できる請求者の同社に係る厚生年金保険の記録と符合している。

また、請求者から提出された「昭和 61 年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」(以下「昭和 61 年分支払調書」という。)によると、支払者が A 社、外交員報酬として支払金額が 2,667,000 円、源泉徴収税額が 266,700 円と記載されていることが確認できるものの、昭和 61 年分支払調書からは、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A 社の顧問社会保険労務士は、請求期間当時からの同社の顧問税理士に照会したものの、当該税理士は、請求者の請求期間に係る記録及び賃金台帳等の資料を保管していないことから、請求者が請求期間において同社に在籍していたかどうかは不明のため勤務実態については回答できず、厚生年金保険料を給与

から控除していたかどうか不明である旨回答している。

加えて、請求者は、昭和 59 年 9 月に結婚し、昭和 60 年*月には長男が生まれたため、妻と長男を扶養家族として届出をした記憶があり、健康保険証も持っていた旨主張しているものの、オンライン記録によると、妻及び長男の 2 人は、請求者が A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 62 年 5 月 10 日より後の昭和 62 年 5 月 21 日に被扶養者と認定され、昭和 62 年 5 月 26 日に認定処理が行われていることが確認できる。

また、上述の請求者から提出のあった昭和 61 年分支払調書によると、請求者を除く 6 人全てに外交員報酬の記載が確認できるところ、オンライン記録によると、うち 2 人については A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できず、残り 4 人については厚生年金保険被保険者資格が確認できるものの、1 人を除き、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 62 年 5 月 10 日以後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求期間当時、同社では外交員報酬又は給与が支払われていたからとあって、必ずしも営業職に従事した日又は入社した日から厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、請求者は、請求期間に係る資料については昭和 61 年分支払調書のみとしている上、請求者が名前を挙げた同僚を含め 7 人に照会し、2 人から回答を得たものの、請求者が A 社において営業職に従事していたこと以外に、勤務実態及び勤務期間等は覚えておらず、給与明細等の資料も保管していないとしていることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。